

青森県救急安心センター（＃7119）運営業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

本要領は、青森県救急安心センター（＃7119）運営業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技に付する業務

（1）委託業務名

青森県救急安心センター（＃7119）運営業務

（2）目的

県民等が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだ方がよいのか、医療機関を受診すべきか等で迷った際の相談先として、相談員から受診の必要性、対処方法等の適切な助言等の救急電話相談や医療機関案内を受けることができる電話相談窓口を開設し、県民等に安心・安全を提供するとともに、救急車や医療機関等の限られた資源を有効に活用することを目的とする。

（3）委託期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

（4）委託業務内容

別添仕様書のとおり

（5）委託業務の上限額

令和7年度 23,492千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 23,492千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度の上限額は、予算編成により変動があるため、あくまでも参考額である。）

3 企画提案競技の参加資格

企画提案をする者は、応募時点で次の要件を全て満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （2）青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- （3）県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- （4）会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- （5）暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

年月日	内容
令和7年2月19日（水）	企画提案募集開始（青森県ホームページに掲載）
令和7年2月26日（水）	質問受付期限
令和7年2月28日（金）	質問への回答期限
令和7年3月12日（水）	企画提案競技参加表明書、企画提案書の提出期限
令和7年3月14日（金）	一次審査（書類審査） ※4者を超える場合のみ
令和7年3月17日（月）	企画提案書の選考（プレゼンテーション） 選考結果の通知
令和7年3月24日（月）	見積書徴取、契約相手方決定
令和7年4月1日（火）	業務開始

5 応募方法

応募方法は、次のとおりとする。

（1）仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年2月26日（水）午後5時まで

イ 提出方法

（ア）様式1を用いて、電子メールにて提出すること。

なお、事故防止のため、電子メールを送付した後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

（イ）電子メールアドレス：shobohoan@pref.aomori.lg.jp

（青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ）

（ウ）電話番号 017-734-9087

（エ）電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月28日（金）に消防保安課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

（2）企画提案書等の提出

ア 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

同種・類似業務を履行した実績（3件以内）について記載すること。

イ 宣誓書（様式第3号） 1部

ウ 企画提案書（任意様式） 10部

※A4版両面印刷（カラー印刷可）で20ページ以内とする。

エ 企画提案書の構成

①業務実施体制、②品質向上の取組、③業務経費及び内訳、の3つの構成とする。

③の業務経費及び内訳については、人件費、需用費、役務費、使用料・賃借料、賠償責任保

険料等、必要な費目に分類し、その内訳を示すこと。

なお、相談業務に使用する回線は2回線とし、参考までに令和6年8月から令和7年1月までの入電件数を以下に示す。

年月	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1
入電件数	1, 346	784	722	722	1, 278	1, 524

オ 提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時（必着）

カ 提出方法

持参又は郵送とする。

キ 提出先

〒030-0850 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

（3）その他

ア 企画提案は1者につき1案とする。

イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下書」（様式第4号）を提出すること。

ウ 取下書の提出のあった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等の返却、差し替え、変更等は認めない。

オ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

6 企画提案の審査方法

審査については、次のとおりとする。

（1）業務委託候補者の選定方法

発注者が設置する選定委員会において、7の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、次の（2）アの一次審査（書類審査）を実施する。

（2）審査内容

ア 一次審査（書類審査） ※応募が4者を超える場合のみ実施

（ア）実施日

令和7年3月14日（金）

（イ）審査の方法

応募のあった企画提案書について、7の評価基準及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位4名を選定する。

(ウ) 一次審査結果の通知

一次審査を行った場合は、審査終了後速やかに、すべての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 実施日 令和7年3月17日(月)

※開催時間及び会場等は、別途通知する。

※ウェブ会議形式による参加も可能とする。

(イ) 実施方法

○出席者は1者につき3人以内とする。

○本業務を受託する主の担当者がプレゼンテーションを行うこと。

○1者当たりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、発注者が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

○提案者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。

○審査結果については、所定の手続を経た後、提案者へ文書で通知する。

7 評価基準及び配点

評価基準及び配点は、別紙のとおりとする。

8 提案者が1者又は提案者がない場合

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、企画提案書を提出した者を業務委託候補者として選定する。また、企画提案者がない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。

9 その他

(1) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 発注者は、企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による企画提案競技を延期または取りやめることがある。

(3) 本業務の実施に関して、仕様書は、別添仕様書に記載されている事項を基本とするが、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。

10 問い合わせ先

青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9087

電子メールアドレス shobohuan@pref.aomori.lg.jp

別紙

評価基準・配点

審査項目	内容	配点
業務実施体制	・本業務を実施するために必要な資格・経験を有する人員を確保し、適切に配置できるか。(※) (※本事業に従事するスタッフの専任・兼任の別、及び兼任の場合、他団体を含めた全体の対応回線数を明記してください。) ・個人情報漏洩対策、セキュリティ対策は万全か。 ・本業務を適切に行うための場所、相談システム及び業務設備を用意できるか。 ・これまでの事業実績等から本業務を確実に実施することが期待できるか。 ・本業務を効果的かつ効率的に実施することができるか。 ・苦情や重大インシデント等が発生した際に適切に対応する体制が構築されているか。 ・相談内容を適切に記録し、報告することができるか。また、相談応答率、回線閉塞状況等、発注者が必要な情報を収集し、報告することができるか。	40
品質向上の取組	・相談員等に対する教育は適切か。 ・救急相談業務の質を担保・向上する仕組みがあるか。 ・応答率等を検討し、検証の結果を業務実施体制の見直し等に反映する仕組みがあるか。	30
業務経費及び内訳	・必要な経費が低廉かつ適切に見積もられているか。	30
合 計		100